

広島県警察本部告示第14号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定によって、風俗営業所等管理者講習に係る講習手数料の徴収（及び収納）事務を次のとおり委託した。

令和7年6月9日

広島県警察本部長 森 本 敦 司

委 託 を 受 け た 者		委 託 し た 年 月 日 (委 託 期 間)
名 称	住 所	
公益社団法人広島県防犯連合会	広島市中区八丁堀12番15号	令和7年5月27日 (令和7年5月27日～ 令和8年3月31日)